

協同組合観の原点を探る ～問題提起を兼ねて～

2008.11.23 岡安喜三郎

【1】協同組合はNPOでもなく一般会社でもないということ

農協や生協や労協等の協同組合は相互扶助と非営利、自治と連帯の事業体として認められています。協同組合の社会目的はNPO（非営利社会活動体）と同様ですが、組合員が出資して事業内容と経営の責任を分かち合う特徴があります。

こういう協同組合は世界中に存在し、8億人が加入する協同組合として世界共通の「定義、価値、運営原則」（ICA 国際協同組合同盟の総会で採択）を持っています。特に第七原則は「地域への貢献」が謳われています。協同組合は、その種類にかかわらず、運営の原点は同じだということです。

これが重要なことで、協同組合は一つの協同組合内だけの協同を指向している訳ではありません。農協でも、生協でも、労協でも、おなじ協同組合人として、また組合員外の人たちとも協同することに価値を持つ事業体です。ましてや、農協どうし、生協どうしなど「縦割り協同」ではありません。だから本来、協同というものが地域に根ざし、社会的に大きな力になる訳です。

非営利の事業体を語る時、「利益分配制限」などの理論もありますが、一つのポイントは、働く人が「市民感覚」を保持したまま事業に従事することにあると言えます。換言すれば、市民感覚が事業をコントロールすることです。ですから、（市民感覚をもったままの）組合員が事業をコントロールするという協同組合原則が意味を持つのだと思います。

協同組合に係わる人たちは、誰でもが主体者として協同組合の運営に参加する、できるようにする、これが協同組合の特質だと思うようになってきました。「理事だけが主人公」なんて組織ではありません。組合員だけではなく、利用者、働くもの（労働者）、取引業者、近隣の人たちその他と一緒に事業を通じて共通の目的を達成する。この力が協同組合事業を強化することになると確信します。

【2】協同組合のような実践の共同体は学びが旺盛にすすむということ

学びは成長につながります。人はいつまでも学び、成長します。

協同組合は、その原則の中で、伝統的に「教育を重視」してきています。しかし、ここで言いたいのは、「誰かがある理屈を誰かに教える」という、情報・知識の格差に基づいた教育のことではありません。

十余年前、「正統的周辺参加（Legitimate Peripheral Participation: LPP）」という学習論に出会いました。それは、学習を「実践の共同体への周縁的参加から十全たる参加に向けて、メンバーとしてのアイデンティティを形成する過程」としてとらえるという、特徴ある学習論でした。当時、大学生協連の専務理事でしたが、見事に協同組合のことを言い当てていると実感しました。それは従来の学習観を乗り越えるものでもあります。

- (a) 学習するとは、個人の頭の中の知的能力や情報処理過程という単純なものではない、つねに外界や他者、共同体（コミュニティ）との絶えざる相互作用のなかにある。
- (b) 学習者は単なる知識獲得者ではなく、全人格（whole person）を備えていて、学習は「一人前になる」というアイデンティティ形成とみなす。「可能的世界」に加わる。
- (c) 学習を成立させているのは、記憶、思考、課題解決、スキルの反復練習といった脱文脈化した認知的・技能的作業ではなく、他者とともに進む協同的で、しかも共同体のなかでの「手応え」として価値や意義が実感できるような、具体的な実践活動である。
- (d) 学習は実践共同体への参加過程であり、学習者は必然的に他の新参者や、古参者、熟達者との権力的制約を受けつつ、それらとの衝突を通して共同体全体のつくりかえと世代

交代をもたらすものであるとする。

- (e) 学習を動機づけているのは、単純な「外的報酬」でもなく、好奇心や効力感のような「内在的な」な動因でもない。むしろ、学習者が実践共同体に全人格的に参加しつつある実感と、「今、ここに」何かしら共有の場が開かれているという予見によって、引き出され展開されていく実践活動の、社会的関係性そのものにある。
- (f) したがって、学習をつねに「進める」ものは、予見を可能にする共同体の十全的活動へのアクセスであり、学習者の参加の過程に即した、意味のネットワークの広がりにあるとする。すなわち、共同体の「文化的透明性」がポイントとなる。

【3】地域再生における、協同組合の「共益性」と「公益活動の担い手」の性格

前述したように、協同組合の第七原則では「地域への貢献」が謳われています。これは国際協同組合同盟（ICA）創立百年を記念した1995年マンチェスター大会で新しく原則に加えられたものです。グローバル化の非人間的進行と格差（統計の話ではなく）拡大、貧困層（収入絶対額の減少）の増大の中で、この役割はますます大きくなってきました。

アマルティア・セン（Amartya Sen）は、自由や寛容の享受が一部の人たちに限定されていることが貧困の克服に困難をもたらしていると指摘し、「個人の自由の価値、自由の平等性と普遍性。寛容の価値、寛容の平等性と普遍性」の真の実現こそが大切だと述べています（「貧困の克服」集英社新書）。

日本では協同組合の活動を巡って、「公益」か「共益」かの論議が行われます。もちろん、協同組合は相互扶助（自助と共助）の組織として共益の組織ではありますが、協同組合の活動の場は決してそれに留まりません。

ヨーロッパではイタリアにとどまらず、フランスやイギリスにおいても、「コミュニティ利益」もしくは「コミュニティの一般利益」というキー概念による、市民参加を主体にした新しい社会的経済の担い手育成政策が進行しています。コミュニティ（地域共同体）は決して「不特定多数」という概念ではありません。顔が見え、メンバーが分かり、文化・利害関係が伴った集団（共同体）で、その一般利益（General Interest、これは実に公益です、しかも現実に解決しなければならない課題を持っています）の追求は、構成員の協同によって実現すると言えます。その協同の輪の広がりや担い手として協同組合、とりわけ働く者がメンバーとなっているワーカーズ・コープを母体にした社会的協同組合（イタリア）やSCIC（地域の共同利益の協同組合、フランス）が注目されています。

現在法制定が進行中の「協同労働の協同組合」の目的は、「働く意思のある者が人たるに値する生活と働き方を求め就労の場を自発的に創出する活動を推進し、併せてこれらの者による地域社会の発展に貢献する活動を促進し、もって働く意思を持つだれもがその能力を生かせる社会の実現に資すること」にあります（要綱案、労働法律旬報 No.1668 3月下旬号）。

新しい協同組合は小さな単位でのまとまりではあっても、協同のネットワークの力で協同組合外の人たちとも社会目的のために協同する組織として、地域になくてはならないものとして展開していきたいものです。

<新潟協同集会での報告から>